

定例監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
教育委員会 ・学校教育課 （教育センター、学校給食石瀬共同調理場） ・教育改革推進室 ・小学校（戸出東部、戸出西部、中田、木津、福岡） ・中学校（高陵、高岡西部、南星、志貴野） ・図書館（中央、伏木、戸出、中田、福岡） 令和5年4月1日から令和6年5月31日までに執行された所掌事務事業について	令和6年12月2日 ） 令和6年12月26日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和5年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

- ・ 情報社会の中で、子どもたちが善悪の判断ができるようにするために、道德教育の重要性が一層増していると思われる。道德は人との関わり合いから学ぶものであり、学校の教育活動の中において、子どもたちの道德性が養われるよう、引き続き社会の変化に合わせた教育環境の整備に努められたい。

[学校教育課]